

豊島区広報

発行所
豊島区役所
電話(971) (代)1101
(代)1166
昭和35年9月20日発行

◇国伸ばす基礎だ

力だ国勢調査◇

10月1日全国一斉に実施

来る十月一日を期して、全国一斉に国勢調査が行なわれます。国勢調査は、わが国の政治や行政の基礎となる重要な統計を作るために、五年に一度わが国の人口の状況について調査し国や市区町村の人口は何人か、どのくらいふえているか、減っているか、年

令別人口はどうか、どんな仕事をしているかなどを調査することになっていきます。また国際連合では、世界各國の国勢調査の結果が互に比較できるように「一九六〇年世界人口センサス」の基準を定めており、今回の国勢調査もこの基準に従って行なわれ

るもので、まさに国勢調査の「オリンピック」ともいわれる国際的にも重要な意義をもっております。

国勢調査の仕事は、総理大臣から任命された調査員が各家庭を訪問して行ないますが当区においても、既に千九百五十四名の方が任命されてお

り、九月二十四日(金)から三十日(土)までの一週間の間に、それぞれ担当調査区内

の全家庭に調査票をお配りします。この調査票には世帯主の記入する欄が設けられていますが、記入例や注意事項をよく読んで、必ず九月中旬に記入しておいて下さい。なお勤め先のある人その他仕事を

もっている人については、事業所の名称などを調査票の「おぼえ書き欄」に記入しておいて頂いて、調査員が実地調査を行なうときに利用することになっていきます。

十月一日(土)から三日(月)までの間に、調査員が再び各家庭を訪問し、調査票を集めながら、仕事に関する事項などについて、聞き取り調査をします。

調査事項は、個人や世帯についてい

ていろいろな立ち入ったことを調べますが、これらの申告されたことからは、統計をつくることにはのみ使われ、その他の目的に使われることは決してありません。統計法という法律で、調査内容の秘密は厳重に保護されていますので、安心してありのままを申告して下さい。よう、お願いいたします。

調査の結果は、都道府県と市町村別人口概数が本年末に、そして来年早々にはその確定数が発表されます。以後集計の済んだ分から順次結果が発表され、昭和三十八年七月までに全その集計が完了し、わが人口の状況が正確に判明することになっていきます。

国勢調査に関するお問合わせなどは、区役所総務課統計調査係「電話一〇一〇一、一六六番」へご連絡下さい。

区長、渡欧の途に

木村区長は、九月五日から六日間、ポランドの首都ワルシャワで開かれた、国際連合協会世界連盟第十五回総会に、日本代表団の一員として出席のため、去る九月二日午後零時半、北極まわりのスカンジナビア航空機で羽田空港を出発しました。帰路は、欧米各地の都市行政を視察して、十月四日に帰国の予定です。



写真は見送人の歓呼に答える木村区長(左側)で手をあげている

大東京祭

記念パツジをつけましょう

◇親子も孫も

調査の仲間入り◇

国民健康保険

こんな場合は 看護費が支給されます

◇前号で、国民健康保険に加入している人（被保険者）が特別の事情があって、保険診療を受けることができなかった場合、その費用については療養費として豊島区（保険者）から返してもらうことができることをお知らせしました。そのなかで、「付添看護婦」に対する費用についてはごく簡単な説明であったため、いろいろな質問や問合せがまわりましたので、本号で「どのようなときに付添看護婦が保険で認められるか」「その請求手続と料金」について説明をいたします。（国民健康保険課）

○どのような病状にあるときに 付添看護が認められるか

看護費の支給が認められるのは、つぎのような「承認基準」にあてはまる場合です。

1、承認要件

容体が非常に悪い（安静度一度のような重病）または手術をしたために絶体安静が必要で常時医師や看護婦が添って病状に変化が起きたらすぐに適切な処置をとる必要がある場合であること。

2、承認期間

右のような常時監視が必要なた病状にある期間だけが認められる。

単に安静が必要だ、手足が不自由だ、歩けないという理由で身の廻りの世話、食事、大小便の世話のみをもらったり日常生活の介助をしてもうための付添看護は認められません。

ベッドに寝たっきりでいても病状が安定していれば看護婦が常時監視している必要はないわけです。

入院中の一般的な世話は入院サービスといつてその病院の看護婦さんにお預けすることになります。入院費というのはそのような費用も含まれています。

○なぜ基準看護の病院に入った場合、看護費が支給されないか

二年ほど前までは「完全看護の病院」ということばがきかれましたが、文字通りにはなかなかゆきわたらない面もでてきて「基準看護の病院」と呼び名が交りました。

必要はないわけです。入院中の一般的な世話は入院サービスといつてその病院の看護婦さんにお預けすることになります。入院費というのはそのような費用も含まれています。

○看護費の請求はどのように手

続していくら支払われるか

看護費の支給は、療養費私費として支払われますので被保険者が一たん自費で付添婦に支払った領収証と付添婦の

資格証明書の手をもち、区役所に説明しました「療養費」の要領で区役所国民健康保険課に請求します。ただ療養費と違う点

は事前に医師から病気の容体や何日間ぐらいの付添看護を必要とするかを証明してもらった看護承認申請書を区役所国民健康課に提出して承認を受けなければならぬことです。

支給される看護費は、承認された分だけになります。世帯主の場合は規定療養費の七割、家族の場合は規定療養費の半額です。

看護婦	50円	700円
看護補助	50円	50円
看護補助者	50円	50円

ただしつぎのようなときは看護費は支給されません。

- (イ) 一人の看護婦に他の患者と同時に看護してもらった期間。
- (ロ) 病院に入院しないで療養している患者が、看護補助者に看護してもらった期間
- (ハ) 患者の家族または友人や知り合いが看護にあたった期間。

この料金には付添看護の食費器具代が含まれています。最近この規定額以上に請求される場合がありますが規定以上の料金は認められておりません。徹夜看護を受けた場合は、規定料金の二割五分まで増すことができます。

善行者の表彰について

豊島区大善行会では、この一年の間よく善行をした（一）表彰を行なうことになりました。善行の持主を御存じの方がありませんら、どうぞ今月一ぱいに区役所総務課（91）一〇〇六

国勢調査みんなが答えてよい政治 → 十月一日

☆☆…選挙と選挙人名簿…☆☆

区選挙管理委員会は、九月十五日現在により本年度の基本選挙人名簿を調製中でありますが、この名簿は、来る十一月五日から十九日までの十五日間、区役所と出張所で選挙人の方々にお見せし、十二月二十日から一年間使用するよう法律で定められています。

もし本年の十二月十九日まで選挙が行なわれる場合は、昨年九月十五日現在で調製した昭和三十四年度基本選挙人名簿が使用されることになるので、現在は、選挙人名簿に登録される資格のある方も、昨年度の名簿に登録されていないと投票することができません。

これらの方は、選挙の際、選挙管理委員会が調製する『補充選挙人名簿』に登録の申請をしなければなりません。

提出制 国民年金

加入のお知らせ

提出制（保険料をかける）国民年金の資格取得の届出が十月一日から始まります。ことに、本人の希望により加入することができる、50才から54才までの方は、明年三月末までに届出をしなければ、一

続き等につきましてもお問い合わせは、区選挙管理委員会（電話(初)一一〇一番、一六六番）へご連絡下さい。

をして投票することになります。昨年の選挙人名簿が調製されてより既に一年以上経つていますので、多数の方々があるに選挙人名簿の登録資格を得られていると考えられますので、つきに該当する有権者の方々は、一応区選挙管理委員会へは出張所にお問い合わせの上、所定期間中に登録申請の手続きをして投票するようにして下さい。

◆申請を要する有権者◆

1 昭和十四年十二月二十二日以後の出生者

2 昨年九月十六日以後当区へ転入した者

3 昨年六月十五日以後東京都へ転入した者

4 その他、昨年度の基本選挙人名簿に登録した者等

なお、名簿の登録申請の手続きの期日は、

提出の期日は、

提出方法

提出の期日は、

提出の期日は、

届出先

区役所 出張所

引揚者国庫債券の担保貸付について

昭和三十一年八月一日から開始しました引揚者等支給法にもとづく引揚者国庫債券をお持ちの方で、現在生活にお困りの方に対して、次のような要領で、担保貸付を行なっております。

特に、現在生活保護を受けている方、またそれに準ずる方、六十才以上の高令者の方、母子世帯、身体障害者世帯等の方は、貸付の順位を優先いたします。

①貸付額

国庫債券の額面により一定、最高五万円

②期間

国庫債券の元利金償還期間とする。

③利率

国庫債券の利率と同一定する。年六分

特に困りの方に対しては事情に応じて、買上償還をも行なっております。

待望の区民体育大会

果して栄冠はいずれに

いよいよ待望の区民体育大会が、九月二十五日から約一カ月間10種目にわたって行なわれます。

第13回区民体育大会が、九月二十五日から約一カ月間10種目にわたって行なわれます。日程等は次表の通りですが、皆様多数の参加をお待ちして

参加資格
各種目共に、区内に住所又は勤務先を有する一般社会人男女とし相撲(中学生)柔道(高校)剣道

申込方法
1 申込期日
各種目とも実施期日の一週間前
2 申込及問合せ先
豊島区教育委員会庶務係
電話(初)一一〇一番 一六六番(代)

種目	月日	時間	場	所	競技内容
種目	月日	時間	場	所	競技内容
野球	9・25	午前9時	区営野球場	区営野球場	各連区より十六チーム選抜戦
相撲	9・25	午後1時	権左町相撲場	権左町相撲場	一般団体戦(三名一組)一級個人戦 中学生個人戦(三名一組)中学生個人戦
併球	10・2	午前9時	雑司が丘中学校々庭	雑司が丘中学校々庭	一般男子一組、二級一級女子
剣道	10・2	午後1時	池袋中学校体育館	池袋中学校体育館	一般団体(三名一組)五段以下 高校個人、中学生個人戦
弓道	10・2	午前10時	区営弓道場	区営弓道場	一部(日本弓)尺二的一人八射 二部(国際ルール)八〇センチ的二〇点三十六本
卓球	10・9	午前10時	池袋中学校体育館	池袋中学校体育館	男子団体戦(三シングル)男子個人戦 女子団体戦(三シングル)女子個人戦
バドミントン	10・9	午前10時	大塚中学校体育館	大塚中学校体育館	男子、女子ダブルストーナメント
バスケットボール	10・16	午前10時	大塚中学校体育館	大塚中学校体育館	男子、女子シングルストーナメント
道台	10・16	午前9時	道台中学校体育館	道台中学校体育館	男子、女子トーナメント
柔道	10・23	午前9時	区営道台球場	区営道台球場	一般男子、A・B・C級トーナメント 一般女子

抛出国民年金

説明会開かる

保険料をかける抛出国民年金制度は、きたる10月から始まる資格取得の届出、明年4月からの保険料の払い込みをもつて完全実施されることになりました。本区ではこれに先がけて、抛出国民年金制度の趣旨と内容を区民各位に知つていただき、この制度をより良く育てて行くようにと、都国民年金部桑木事務官

息づまる水上の熱戦

区民水泳大会終る

第一回豊島区民水泳大会は八月二十一日道和中学校プールに多数の出場選手を集めて行なわれました。各選手とも、日頃の腕前を見せんものと、観客の声援を背に力泳又力泳！ 幾つもの大会新記録を出すなど見応えのあるレースを次々と展開しました。区長杯をかけて行なわれた一般男子団体では、本大会初出場の日本停車場チームが、強豪造形局のABC各チームを推えて見事優勝しました。なお、個人の優勝者は次の通りです。



手に汗をにぎる

一コマ

一般男子
50米、100米自由型

50米、100米平泳

高田(日停)
豊池(日停)

豊島区戦没者大法要

国家の安泰を願いつつ散華された戦没者の方々のみたま安かれと祈る豊島区戦没者大法要が豊島区戦没者追悼会主催豊島区役所後援のもとに九月十九日午後一時より豊島公会堂において行なわれました。なお一般観客は二時より三時まで行なわれました。

- 50米背泳 中川(造幣)
- 高校男子 100米、200米自由型 鐘田(城西高)
- 50米、100米平泳 市川(文京高)
- 中学男子 50米自由型 八坂(四中)
- 50米平泳 木下(千早中)
- 中学女子 50米自由型 市原(千早中)
- 50米平泳 野口(奏)(千早中)

豊島区人口

世帯	97,709
人口	335,630
男	171,371
女	164,259
昭和35年9月1日現在	

行政書士試験

昭和35年度の、定例行政書士試験が次のように行なわれます。願書の請求その他詳細については、東京都総務局行政部指導課電話(20)三六〇四八にお問い合せ下さい。

- 一、試験日 10月29日(土) 午後2時~5時
 - 一、試験場所 千代田区立九段中学校 (富士見町一ノ一)
 - 一、願書受付期間 10月1日から10月15日まで
- (郵送の場合は締切日までに必着のこと)

第3次

二士自衛官募集

本年度第三次自衛官募集が次の要領で行なわれております。詳しいことは、自治振興課(7)一〇一〇一か、自衛隊東部地方連絡部(23)〇九二八にお問合せ下さい。

一、受付期間

- 9月1日~10月10日
- 一、応募資格 昭和11年1月2日から、昭和18年1月1日までの間に生れた者
- 一、試験 10月16日から11月6日までの間に行なわれます。
- 一、志願手続 区役所及び区役所出張所で志願書を受け、所要事項記入の上提出

九月の配給

- 第一回 内地米二キログラム 九月一日~九月十日 一キログラム
- 第二回 内地米二キログラム 九月十一日~九月二十日 臨時特配内地米 二キログラム
- 第三回 内地米二キログラム 九月二十一日~九月三十日 特配内地もち米 二キログラム
- 徳用米(1) 九月一日~九月三十日
- 一キログラム

立 豊島図書館

図書案内

- (八月新購入分)
- 中国の旅 中野重治
- アスファルト・ジャンゲル 五味川純平
- 黒い画集(3) 松本清張
- 追われゆく抗夫たち 上野英信
- 思想は発展する 遠山景久
- 送白書(昭和35年度) 経済企画庁
- 古代知識階級の形式 亀井勝一郎
- 農民運動の基本問題 農民運動研究会
- 工業大事典(6) 平凡社編
- 21世紀への階段 科学技術庁編
- 小約益後と章約益裁 野崎信夫
- 他に170冊が購入された。
- 場所 池袋一ノ七一六 豊島区公会堂裏